

申請に対する処分個別票

| | |
|----------------------|---|
| 所管局部課（担当）名 (電話番号) | 中央卸売市場 南港市場 (06-6675-2020) |
| 処分課（担当）名 | 同上 |
| 処分の名称 | 売買参加者の役員又は使用人に対する売買参加章の交付申請 |
| 概要 | 売買参加者の効率的な取引を確保するため必要があると認めるときは、売買参加者の役員又は使用人に売買参加章を交付することができます。 |
| 根拠法令等 及び条項 | 中央卸売市場業務条例南港市場施行規則第23条第2項 (昭和47年規則第8号) (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) |
| 審査基準 | ◎売買参加者の効率的な取引を確保するために必要であると認められるときは、売買参加者の役員又は使用人に売買参加章を交付します。 |
| 標準処理期間 | 2週間～1か月（補正に要した期間を除く。） |
| 経由日数 | なし |
| 提出先 | 中央卸売市場（南港市場） |
| 提出時期 | 隨時 |
| 提出方法 | 申請書に必要書類を添えて提出先へ提出してください。（必要書類は提出先にご確認ください） |
| 手数料 | なし |
| 相談窓口 | 中央卸売市場（南港市場） |
| ホームページ | https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023288.html |
| 備考 | — |